

「都市再生整備計画(藤沢駅周辺地区(第2期))事業の事後評価シート(原案)」に関するパブリックコメントを実施します

■ 事後評価原案の概要について

都市再生整備計画は、都市再生特別措置法に基づく計画で、地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と、目標を実現するために実施する各種事業等を記載した計画です。この計画を策定することにより国から補助金を受けることができ、事業完了後、成果等を客観的に検証するとともに、今後のまちづくりのあり方を検討し、住民の皆様に分かりやすく説明するために、事後評価を実施することとしています。

藤沢駅周辺地区では令和3年度から令和7年度までに5年間の都市再生整備計画を作成し、藤沢駅南北自由通路拡幅整備事業や駅周辺自転車走行空間整備事業等を実施し、今年度に事業が完了予定となることから事後評価を実施します。

この度、その原案がまとまりましたので、その内容について広く市民の皆様のご意見を伺うため、パブリックコメント(市民意見募集)を実施します。

■ ご意見の提出方法

● 意見等を募集する件名:

都市再生整備計画(藤沢駅周辺地区(第2期))事業の事後評価シート(原案)

● 意見等の募集期間:

2025年12月3日(水曜日)～2026年1月5日(月曜日)【必着】

● 意見等を提出できる方:

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所等を有する方、その他利害関係者

● 意見等の提出方法:

この用紙の裏面又は書面(任意)に住所、氏名及び上記「意見等を提出できる方」のいずれに該当するかをご記入の上、意見等を明記し、次のいずれかの方法により提出してください。

【電子提出】 藤沢市ホームページの専用提出フォーム

【郵送】 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 建設総務課

【直接持参】 藤沢市役所 建設総務課(分庁舎3階)

午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

【ファクス】 0466-50-8431(建設総務課宛と明記)

※電話や来庁(口頭)による意見等の受付は行いませんので、ご了承ください。

● 意見等に対する考え方の公表

提出いただいた意見等は類型化し、市の考え方を付して公表します。

※個別には回答しません。

※提出いただいた意見等は、個人情報を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

※提出いただいた意見等の原稿は返却しませんのでご了承ください。

● 問い合わせ先

藤沢市役所 計画建築部 建設総務課 電話 0466-50-3534(直通)

パブリックコメント（市民意見公募）意見提出用紙

件名	「都市再整備計画(藤沢駅周辺地区(第2期))事業の事後評価シート(原案)」について
氏名 (もしくは法人名)	
住所	
区分 あてはまる番号に○をしてください。	1 藤沢市内に住んでいる 2 藤沢市内の学校に在学している 3 藤沢市内の事務所・事業所に勤務している 4 藤沢市内に事業所を持っている 5 利害関係がある

【ご意見】